川口市立新郷東小学校 ＰＴＡ会則

第１章　名称および事務局

（名称および事務局）

第 １ 条　本会は、川口市立新郷東小学校ＰＴＡと称し、事務局を同校内に置く。

第２章　目的、活動および方針

（目　的）

第 ２ 条　本会は、家庭、学校および地域と相互に連携・協力を図り、教育環境の向上・充実に努めると共に、児童の健全育成に寄与することを目的とする。

（活　動）

第 ３ 条　本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

（１）　学校および家庭における児童の福祉増進に関する事業。

（２）　会員相互の教養を高め、親睦を深める事業。

（３）　学校の教育的環境の整備充実に協力する。

（４）　家庭、学校および地域との連絡と連携を深め、児童の心身の健康と学力向上のための施策に協力する。

（５）　その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

（活動方針）

第 ４ 条　本会は、次に掲げる方針に基づき活動する。

（１）　児童の健全育成のために活動し、目的を同じくする団体および機関と協力する。

（２）　特定の政党や宗教に偏ることなく、かつ、営利を目的とする活動は行わない。

（３）　教育を本旨とする自主独立の民主団体として、他のいかなる団体からも干渉は受けない。また、他のいかなる団体にも干渉しない。

（４）　学校の管理、運営および人事に干渉しない。

第３章　会　　員

（会　員）

第 ５ 条　本会は、本校に在籍する児童の保護者と教職員をもって組織する。

第４章　役　　員

（役　員）

第 ６ 条　本会には次の役員を置く。

（１）　会　　長　１　名

（２）　副 会 長　若干名

（３）　総　　務　若干名（総 務 部）

（４）　理　　事　若干名（各専門部）

（５）　監　　事　２　名

（役員の選出方法）

第７条　本会の役員選出方法は次のとおりとする。

（１）　会長・副会長は理事会において会員より会長１名、副会長若干名を選出し総会の承認を得る。

（２）　総務および理事は、教職員と学級ごとに選出される保護者とする。

（３）　監事は、会長が、会員または歴代役員ならびに教職員より各１名を指名し、理事会の承認を得る。

（役員の任期等）

第８条　役員の任期は１カ年とし、再任は妨げないものとする。

２　補充役員の任期は年度の残任期間とする。

３　総務の任期は２カ年とし、再任は妨げないものとする。

４　本会の会員資格を失ったときは、自動的にその地位を失う。

（役員の任務）

第９条　本会役員の任務は次のとおりとする。

（１）　会長は、会務を総理し、本会を代表する。

（２）　副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には、その職務を代行する。

（３）　総務は、本会の経理および庶務に関する会務全般をつかさどる。

（４）　理事は、各種事業の執行にあたる。また、理事会に提案された事項を審議する。

（５）　監事は、本会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

（顧問および相談役）

第１０条　本会には顧問および相談役を置くことができる。なお、顧問および相談役は、理事会の賛同を経て会長から委嘱する。

２　会長または副会長からの要請に基づき会議に出席し、本会の運営に関し必要な助言等を行う。

第５章　会　　議

（会議の種類）

第１１条　会議は、総会、理事会、総務会、三役・三役部長会、専門部会、各協力委員会、顧問相談役会、役員選考委員会とし、その他必要に応じて開催する。

（総　会）

第１２条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、会長が招集し、毎年５月末日までに開催する。

３　議長は、出席者の中から会長が指名する。

４　総会は、会員の２分の１以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

５　議決は、出席者の過半数の賛同により成立する。

６　総会は、次のことを審議、決定する。

（１）　各種事業の活動報告および活動計画。

（２）　予算の決定および決算の承認。

（３）　選出役員の承認。

（４）　会則の改廃。

（５）　その他本会の運営に関する重要事項。

７　その他必要に応じ、会長は、臨時総会を招集することができる。

（理事会）

第１３条　理事会は、会長、副会長、学校代表、総務および各専門部の理事をもって構成する。

２　理事会は、学期ごとおよび必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

３　理事会は、次のことを審議、決定する。

（１）　総会において審議、決定する事項。

（２）　監事の承認。

（３）　欠員が生じた役員の補充に関する事項。

（４）　本会の運営に関する事項。

（５）　その他総会の決定を要しない事業に関する事項。

（役員選考委員会）

第１４条　役員選考委員会は、新年度に任命された、会長、副会長、総務、専門部の部長をもって構成する。

２　開催にあたっては、会長が招集し、委員長が議長を務める。

３　正副委員長を、委員中より委員長、副委員長各１名を互選する。

４　委員会は常設機関として、役員に欠員が生じ補充を要する場合等、必要に応じて役員の選考を行い、理事会に報告し承認を得るものとする。

第６章　専門委員会

（専門委員会の設置）

第１５条　必要に応じ、本会に専門委員会を置くことができる。

（委員の選任）

第１６条　専門委員会の委員は、理事会に諮り会長が委嘱する。また、教職員も専門委員会に所属する。

（正副委員長の選出）

第１７条　正副委員長を、委員中より委員長１名、副委員長２名を互選する。

（決定事項の承認）

第１８条　各専門委員会、学年別集会等は、必要に応じて開催し、審議事項の決定は会長の承認を得ることとする。

第７章　会　　計

（経　理）

第１９条　本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

（会　費）

第２０条　本会の会費は、一家庭につき３，０００円／年とする。

２　年度の途中において本会の会員資格を失った場合の会費は返金しない。

３　年度の途中において本会の会員となった場合の会費は、一家庭につき１，０００円／学期とする。

４　会員に特別の事情がある場合は、理事会に諮り会費を減免することができる。

（決算および監査）

第２１条　本会の決算は、監事による監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

（会計年度）

第２２条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
出納は翌年度の４月３０日をもって閉鎖する。

第８章　改　　正

（会則の改正）

第２３条　この会則は、総会において出席者の２分の１以上の賛成がなければ改正することはできない。

第９章　雑　　則

（帳簿の備付け）

第２４条　本会は、次の帳簿を備える。

（１）会員名簿
（２）役員名簿
（３）会計簿
（４）記録簿
（５）その他必要となる諸簿

（委　任）

第２５条　本会運営のために必要な細則は、会長が理事会に諮って定める。

附　　則

本会則は、昭和４８年４月１日より施行する。
平成　７年５月２４日一部改正
平成１２年５月２０日一部改正
平成１６年５月２１日一部改正
平成１７年５月２０日一部改正
平成１８年５月１９日一部改正
平成２０年５月１６日一部改正
平成２１年５月１５日一部改正
平成２５年５月１７日一部改正
平成２８年５月１３日一部改正

川口市立新郷東小学校ＰＴＡ組織図

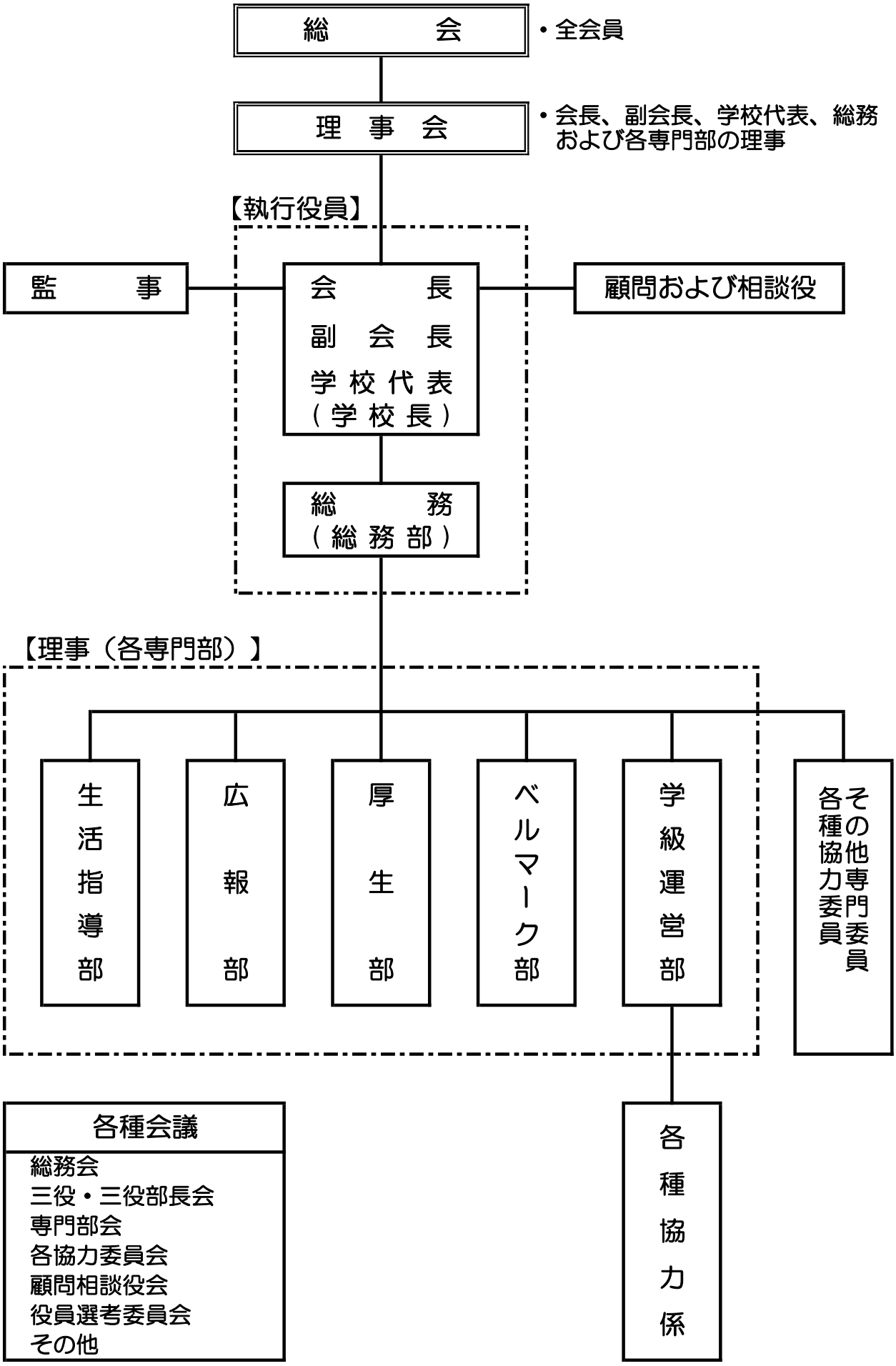

平成２８年５月１３日一部改正

川口市立新郷東小学校ＰＴＡ表彰内規

第１条　この規定は、新郷東小学校ＰＴＡの顕彰について定める。

第２条　本会に特に功労のあったものまたは本会として表彰、感謝をする必要のあるものについては、正副会長の決議を経て、表彰状、あるいは感謝状または記念品を贈り顕彰することができる。

第３条　本会の部長以上の役員で退任されたものについては、感謝状を贈るものとし、正副会長については、記念品を副えるものとする。

第４条　学校職員理事が転退任のときは、記念品代を贈るものとする。記念品代は在職１年に付き、1,000 円（または相当の品）とする。但し、上限は在職年数にかかわらず、5,000 円とする。

第５条　この規定は昭和５３年５月１３日から実施する。

附　則　平成１５年５月２３日一部改正
　　平成１６年５月２１日一部改正

川口市立新郷東小学校ＰＴＡ慶弔内規

第１条　この規定は、新郷東小学校ＰＴＡの慶弔について定める。

第２条　慶の場合は、その都度正副会長にはかり、祝意方法について協議決定する。但し、早急の場合は会長に一任するものとする。

第３条　弔の場合は、次の通りとする。
（１）会員及び役員が死亡した場合の弔慰金は、5,000 円（または相当の品）とし、代表者が式に参列して弔意を表する。但し、特別の場合は正副会長において協議決定する。
（２）本会に関係のある機関、団体等において弔意を表する必要のある場合も前１項に準ずる。

第４条　会員が火災その他、大きな災害を受けた時は、その災害の程度に応じて災害見舞いを行なうが、方法については第２条に準ずるものとする。

第５条　会員または役員が１ヶ月以上の入院またはこれに準じた傷病加療の場合は、傷病見舞いを行なう。見舞金は 5,000 円とする。

第６条　すべて返礼は受けないものとする。

第７条　慶弔その他見舞の処置をした時は、次回の理事会で報告する。

附　則　上記条項に該当する事態が発祥したときは、早急に事務所に連絡する。
　　平成１５年５月２３日一部改正